



住まいの確保・活用のための 居住支援ガイドブック

～あなたの住まい探しを応援します～

空き室・空き家を
活用したい!



子供がいても
安心して暮らせる
住宅を探したい!



栃木県住生活支援協議会

安心して暮らせる 住まいづくりのために

「住宅セーフティネット制度」とは、
住宅の確保に困難を抱える方々と、全国で増加する空き家とをつなぐ制度です。
本誌では、「住宅セーフティネット制度」を活用した
住まいの確保・活用に資する情報を掲載しています。
安心して暮らせる住まいづくりのためにぜひご使用ください。

目次

1. 「とちぎの現状」 01
2. 「住宅セーフティネット制度」とは 02
3. 住まいの確保（入居希望者向け） 03
4. 住まいの活用（住宅のオーナー向け） 06
5. 改修・入居への経済的支援について 10
6. 栃木県住生活支援協議会（都道府県居住支援協議会）とは 12
7. 住宅に関する問い合わせ窓口一覧 14
8. 保健福祉に関する問い合わせ窓口一覧 14
9. 居住支援法人とは 15

はじめに

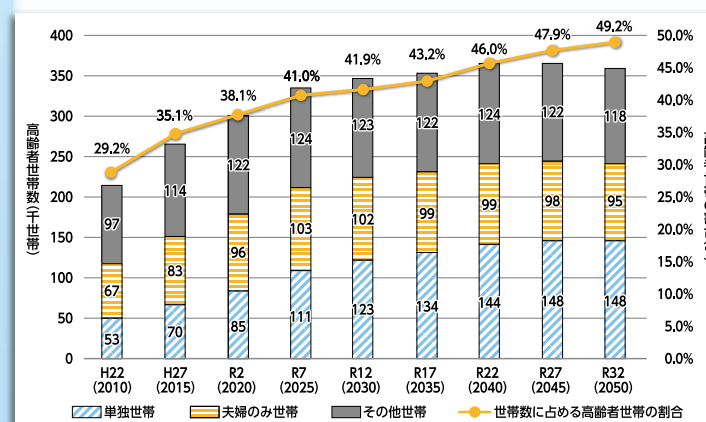
近年、高齢者世帯や単身世帯の増加、持ち家率の低下などから、住宅の確保に配慮が必要な方の賃貸住宅への入居に対するニーズが高まっている一方で、民間賃貸住宅の空き家・空き室は一定数存在していますが、賃貸人の中には、孤独死や家賃の滞納、近隣住民とのトラブルに対する不安を持っている方がいます。

このような不安を解消するためには、住宅セーフティネット制度を活用し、住まいに困窮する「賃貸住宅への入居希望者」に居住支援を行い、空き家・空き室を所有する「賃貸住宅のオーナー」が抱える孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等への不安を軽減することで、双方が安心して暮らせる住まいの環境を整える必要があります。

この冊子では、「賃貸住宅への入居希望者」と「賃貸住宅のオーナー」に向けて、誰もが安心して暮らすための仕組みについてご紹介します。

とちぎの現状

▶ 高齢単身世帯が増加しています！

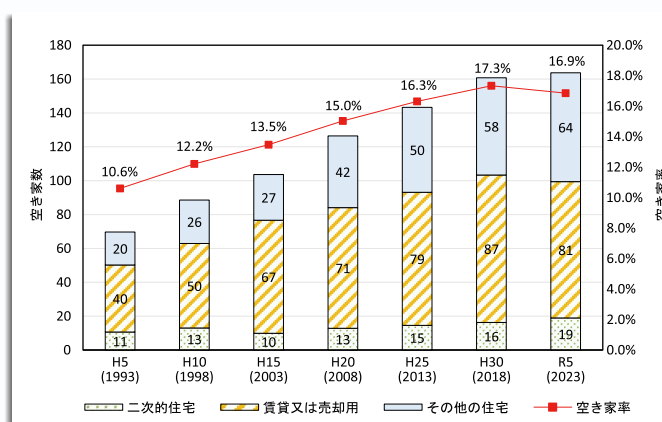


出典：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）令和6（2024）年推計」

栃木県の高齢者世帯の推移と将来推計

増加する高齢単身世帯
などの住まいにお困り
の方へ、安心して暮らせる
住まいを。

▶ 民間賃貸住宅の空き家・空き室が増加しています！



データ出典：総務省「住宅・土地統計調査」

栃木県の空き家の推移

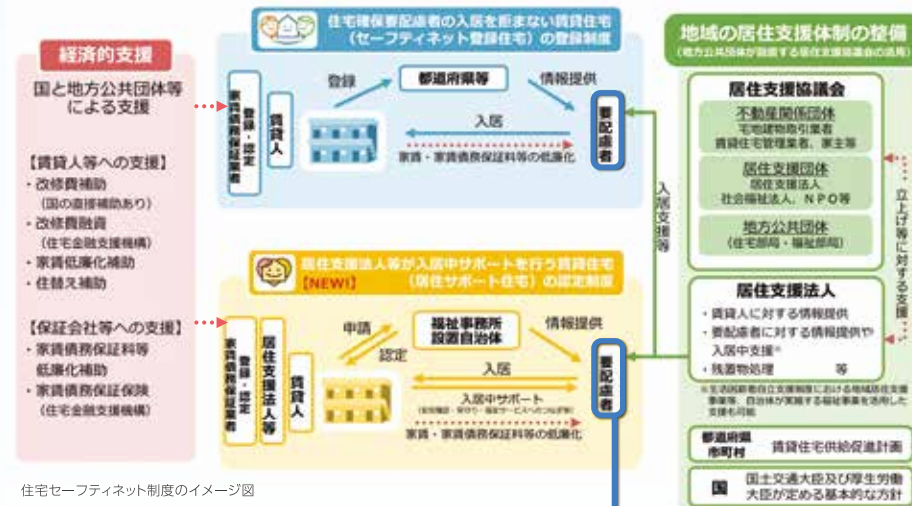
増加する空き家を上手に
活用し、大家さんなどの
安定した賃貸経営を。

住まいにお困りの方と、空き家をお持ちの方を
つなぐ制度があります！

住宅セーフティネット制度とは

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づき平成29年(2017年)に設立された制度です。

- 1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
 - 2 登録住宅の改修・入居への経済的支援
 - 3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援
- の3つの柱から成り立っています。



住宅セーフティネット制度のイメージ図

国土交通省より

住宅確保要配慮者とは

法律で定める者

- 1 低額所得者
- 2 被災者(発災後3年以内)
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- 6 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

⑥の国土交通省令で定める者とは

- 外国人等
条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、保護観察対象者、刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者、困難な問題を抱える女性、生活困窮者など
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
発災後3年以上経過
- 栃木県賃貸住宅供給促進計画において定める者
・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・性的マイノリティ
・Uターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者(生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等)

改正「住宅セーフティネット法」について(令和7年10月施行)

誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、以下の3点を柱として住宅セーフティネット法が改正されました。

1

大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

2

居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

3

住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

住まいの確保にお困りの方と大家さんのための制度が開始されます。

改正のポイント

- 1 終身建物賃貸借の手続きを簡素化
- 2 居住支援法人の業務に残置物処理を追加
- 3 住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者を認定する制度を創設
- 4 居住支援法人等が大家と連携し入居中のサポートを行う「居住サポート住宅」を創設

住まいの確保(入居希望者向け)

高齢者の方や障害のある方、小さな子どもがいる世帯などで、様々な事情により、賃貸住宅を借りられない方の住まい探しを支援します。

例えば、こんな理由でお困りの方



単身高齢者

高齢で身寄りもないし、入居を申し込んでも断られてしまいました。

■セーフティネット住宅があります

高齢者や障害者、子育て世帯、外国人、所得の少ない方などの入居を拒まない住宅として県又は宇都宮市に登録された住宅です。



単身高齢者

一人暮らしで倒れたらどうしよう。

困りごとの相談先がわからない。

■居住サポート住宅があります

日常生活を営むのに援助を必要とする方が、安否確認や定期的な見守り、必要に応じた福祉サービスへのつなぎなどにより、入居後も安心して生活できる住宅として、県又は各市に認定された住宅です。

居住サポート住宅4つのポイント

1

ICT等による安否確認

2

援助支援者が訪問等で見守り

3

福祉サービスへのつなぎ

4

断らない家賃債務保証

とちぎのセーフティネット住宅・居住サポート住宅を探す

専用WEBサイトで探す

セーフティネット住宅の登録状況は、随時更新されますので、最新の登録状況や家賃、間取りなどの住宅の詳細を知りたい方は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索いただくか、以下の窓口へお問い合わせください。

掲載されている各住宅の詳細については、各物件の問い合わせ先へお問い合わせください。



<https://www.safetynet-jutaku.jp>

セーフティネット住宅



居住サポート住宅の認定状況は、随時更新されますので、最新の認定状況や家賃、間取りなどの住宅の詳細を知りたい方は、「居住サポート住宅情報提供システム」で検索いただくか、以下の窓口へお問い合わせください。

掲載されている各住宅の入居状況等の詳細については、各住宅の入居に関する問い合わせ先へお問い合わせください。



<https://support-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>

居住サポート住宅



窓口へ問合せ

インターネットの利用環境が無い方は、窓口へお問い合わせください。

● 栃木県県土整備部住宅課

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

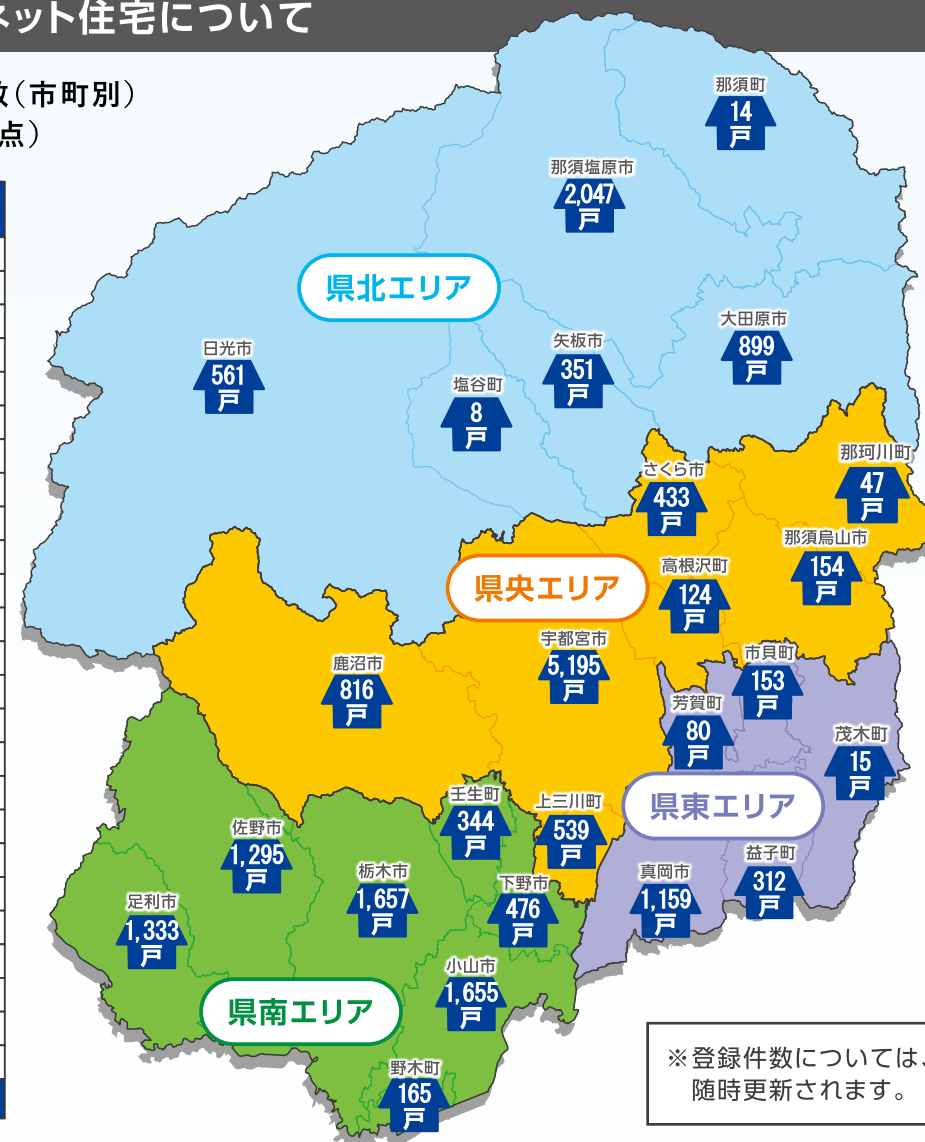
TEL:028-623-2484 FAX:028-623-2489

お近くのセーフティネット住宅について

セーフティネット住宅登録数(市町別)
一覧(令和7年12月31日時点)

エリア	所在市町	SN住宅 登録戸数
県北	日光市	561
	大田原市	899
	矢板市	351
	那須塩原市	2,047 (4)
	塩谷町	8
	那須町	14
県央	宇都宮市	5,195 (148)
	鹿沼市	816
	さくら市	433
	那須烏山市	154
	上三川町	539
	高根沢町	124
	那珂川町	47
	宇都宮市	5,195
県東	真岡市	1,159
	益子町	312
	茂木町	15
	市貝町	153
	芳賀町	80
県南	足利市	1,333
	栃木市	1,657 (7)
	佐野市	1,295
	小山市	1,655
	下野市	476 (1)
	壬生町	344
	野木町	165
		19,832戸

※登録戸数欄の()内は専用住宅戸数



※登録件数については、随時更新されます。

入居支援をうける

栃木県では、住宅確保要配慮者の居住支援に関する新たな担い手として、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援法人を指定しています。

様々な方を対象に、幅広く居住支援を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

▶ 詳細は、P15「居住支援法人とは」を参照

お住まいの地域に以下の居住支援法人がいます。近隣の地域又は栃木県全域で支援を行っています。

県北エリア	4 (株)エツリン	7 (一社)心桜福祉会	10 (一社)わんだふる-ライフ	27 (株)まんまる不動産
県央エリア	3 労働者協同組合労協センター事業団	9 コスゲトチタテモノ(株)	12 (有)かめまライフサービス	
	14 ハートエントランス(株)	15 (株)サン・トレイド	18 (有)あおいハウジング	19 労働者協同組合こらぼワーク
	21 (株)DANNAVISION	22 (株)瀬谷新聞店	23 レンタハウス(有)	24 (福)みその
	26 (同)けあけあ			25 (株)クレバー
県南エリア	11 (株)さくら屋	13 (株)染谷商事	16 (株)リンク	17 (有)とやま不動産
県外	1 ホームネット(株)	2 (一社)家財整理相談窓口	8 (株)リーガルスムーズ	

※居住支援法人が支援業務を行っている事務所の所在地を記載しています。※①～②⑦は指定番号

住まいの活用（住宅のオーナー向け）

広い持ち家に居住する高齢者世帯と、手狭な賃貸住宅に住む子育て世帯等とのミスマッチを解消し、空き家を活用した住み替えを支援します。

○例えば、こんな理由でお困りの方



空家所有者

空家をもっているんだけど、処分するのはもったいないし、活用できる方法はないかな。

■マイホーム借上げ制度があります

「移住・住みかえ支援機構」が間に入って、マイホームを貸したい人と賃貸住宅を借りたい人をつなぐ制度です。

■空き家バンク制度があります

市町が実施している空き家の売却・賃貸等を希望する人と利用を希望する人をつなぐ制度です。

■セーフティネット住宅登録制度があります

住宅の確保にお困りの方と空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。



大家

空き室を貸したいけど、孤独死、家賃滞納など、いろいろと心配...

生活の安定のためには、住まいと福祉サービスどちらも必要。スムーズにいかない...



居住支援法人等

■居住サポート住宅認定制度があります

入居中の居住サポート（①日常の安否確認②訪問等による見守り③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ等）が必要な方と空き家・空き室をお持ちの大家さんやサポートを提供する居住支援法人等をつなぐ制度です。

マイホーム借上げ制度を利用する



- ・公的制度に基づく一生涯の家賃収入
- ・3年ごとに解約の自由
- ・物件・土地は子どもに相続可能



移住・住みかえ支援機構



- ・良質な借家の循環
- ・敷金・礼金なし
- ・3年ごとに優先して再契約

貸す人のメリット

- 3年間の定期借家契約です。契約期間満了時に、契約延長、契約終了を選択できます。
- 空室時も一定の賃料が保証されます。

借りる人のメリット

- 相場より安い賃料で、ゆとりある一戸建て住宅等を借りることができます。

問合せ窓口

●一般社団法人 移住・住みかえ支援機構

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル6階

TEL:03-5211-0757

空き家を「空き家バンク」に登録する

空き家バンクは空き家の有効活用を通して移住・定住促進等による地域活性化を図るため、空き家の売却・賃貸等を希望する人と利用を希望する人をつなぐ制度です。空き家バンクに物件を登録すると、市町のホームページ等で広く情報を公開することができます。県内の各市町で相談を受け付けておりますので、詳細は市町窓口（P14参照）にお問い合わせください。

また、栃木県では、県内の空き家情報を集約した「県版空き家バンク」など、空き家に関する様々なコンテンツを持つウェブサイト令和8年3月に運用開始予定です。

空き家バンク以外にも、空き家の活用方法の相談等がありましたら、市町へご相談ください。

空き家・空き室を「セーフティネット住宅」「居住サポート住宅」に登録・認定する

● 制度の概要

		セーフティネット住宅	居住サポート住宅
制度趣旨		住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の供給の促進	日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（以下「要援助者」という。）に対し居住支援法人等が入居中サポートを提供する住宅の供給の促進
サポート		—	認定事業者が安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎを実施
手続き		- 事業者が申請 - 建築物ごとに申請（建築物の一部住戸の申請も可） - 都道府県知事等が登録	- 大家と居住支援法人等が共同で申請（賃貸人とサポート実施者が同一の場合は単独での申請も可） - 計画ごとに申請（複数建築物の申請や、建築物の一部住戸の申請も可） - 福祉事務所設置自治体の長が認定
ハード	床面積	新築住宅：25㎡以上 （ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上） 既存住宅：18㎡以上 （ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、13㎡以上）	
	構造・設備	- 建築基準法、消防法に適合すること - 耐震性能を有すること - 台所、トイレ、浴室等の設備を有すること	
専用住宅の運用		- 入居者を要援助者に限定、戸数の基準は設けていない - 住戸の位置を固定、目的外使用の規定なし	- 入居者を要援助者に限定、計画ごとに1戸以上必要 - 住戸の位置を柔軟に運用可能、一部の目的外使用可能

● セーフティネット住宅

賃貸住宅のオーナーの方は、セーフティネット住宅として、その住宅の所在する登録窓口（宇都宮市、その他の地域においては栃木県）に登録することができます。

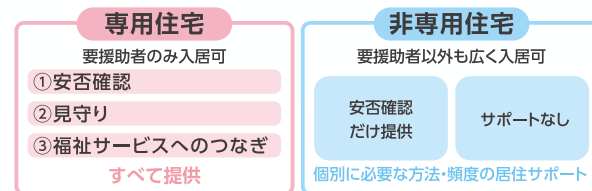
▼専用住宅と登録住宅について



● 居住サポート住宅

賃貸住宅のオーナーの方とサポートを提供する方は、居住サポート住宅の提供に関する計画を、その住宅の所在する認定窓口（各市、その他の地域においては栃木県）に申請することができます。

▼居住サポート住宅には、「専用住宅」と「非専用住宅」の2種類があります。



● セーフティネット住宅・居住サポート住宅に登録・認定するメリット

- ▶ 専用ホームページに掲載され、広く周知できます！
- ▶ 登録住宅は経済的な支援を受けることができます！
- ▶ 入居希望者とのマッチングや相談などのサポートを受けることができます！
- ▶ 1室からでも申請可能です！
- ▶ 登録手数料は無料です！
- ▶ システムによるオンライン申請が可能なため、手続は簡単です！

● 居住サポート住宅に認定するメリット

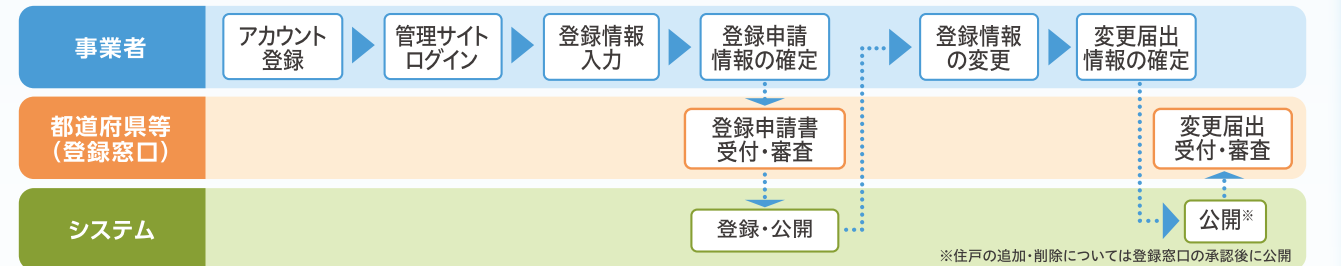
空き室を活用したい大家：居住支援法人等と連携することで、安心して貸すことができます！
 居住支援法人等：要配慮者への住宅の提供や、福祉サービスへつなぎをスムーズに行えます！

セーフティネット住宅情報提供システム又は居住サポート住宅情報提供システムによる申請方法

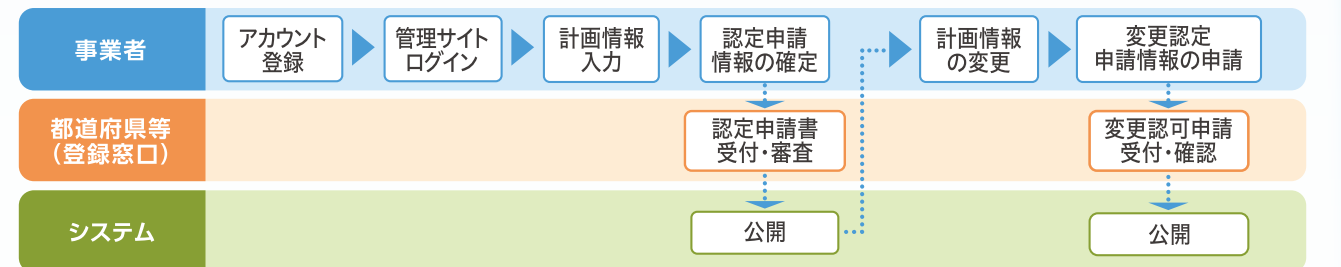
住宅をセーフティネット住宅又は居住サポート住宅の申請をしたい場合は、各窓口へと申請する必要があります。申請にあたっては、**各情報提供システム内の管理サイト（申請用のサイト）**において登録申請書又は認定申請書等を作成・提出することができます。



● セーフティネット住宅の申請方法



● 居住サポート住宅の申請方法



問合せ窓口

セーフティネット住宅登録制度又は居住サポート住宅認定制度の詳細は、各窓口にご確認ください。

● セーフティネット住宅の登録に係る問合せ窓口

賃貸住宅の所在地	登録窓口（問合せ先）	電話番号
宇都宮市	宇都宮市都市整備部住宅政策課	028-632-2552
その他の市町	栃木県県土整備部住宅課	028-623-2484

● 居住サポート住宅の認定に係る問合せ窓口

賃貸住宅の所在地	登録窓口（問合せ先）	電話番号
宇都宮市	宇都宮市都市整備部住宅政策課	028-632-2552
足利市	足利市都市建設部建築・住宅政策課	0284-20-2198
栃木市	栃木市都市建設部建築住宅課	0282-21-2452
佐野市	佐野市こども福祉部社会福祉課	0283-20-3020
鹿沼市	鹿沼市都市建設部建築課	0289-63-2217
日光市	日光市建設部建築住宅課	0288-21-5164
小山市	小山市建設水道部建築課	0285-22-9212
真岡市	真岡市建設部建設課	0285-83-8694
大田原市	大田原市建設部建築住宅課	0287-23-8724
矢板市	矢板市建設部建設課	0287-43-6212
那須塩原市	那須塩原市建設部都市計画課	0287-62-7162
さくら市	さくら市建設部都市整備課	028-681-1120
那須烏山市	那須烏山市都市建設課	0287-88-7118
下野市	下野市都市建設部整備課	0285-32-8910
その他の町	栃木県県土整備部住宅課	028-623-2484

改修・入居への経済的支援について

● 登録住宅等への支援制度

住宅セーフティネット制度では、セーフティネット専用住宅及び居住サポート住宅の改修への支援と、入居者の負担を軽減するための支援があります。※この情報は令和7年12月時点の制度内容となりますので、最新の情報については国土交通省ホームページまたは栃木県住宅課にご確認ください。

■ 改修費に係る補助

	国による直接補助	地方公共団体を通じた補助
事業主体等	大家等	大家等、地方公共団体
補助対象工事等	①バリアフリー改修工事（外構部分のバリアフリー化を含む） ②耐震改修工事 ③共同居住用住居に用途変更するための改修工事 ④間取り変更工事 ⑤子育て対応改修工事（子育て支援施設の併設を含む） ⑥防火・消火対策工事 ⑦交流スペースを設置する改修工事 ⑧省エネルギー改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画（インスペクションを含む）及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用（工事期間中の借上げ費用（家賃3か月分（一定の要件を満たす場合、最大1年間分）を限度））も補助対象	⑨安否確認のための設備の改修工事 ⑩防音・遮音工事 ⑪居住のために最低限必要な改修（発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る） ⑫専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事（従前賃貸住宅を除く） ⑬居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	国1／3 国費限度額：50万円／戸 ●①～⑦を実施する場合、50万円／戸加算 ●①のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円／戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円／戸加算 ●⑤に加えて、②、④又は⑧を実施する場合、それぞれの工事の補助限度額の合計額（200万円／戸を超える場合は200万円／戸） ●⑤を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円／施設	国1／3 + 地方1／3
入居対象者	●子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ●低額所得者（月収15.8万円以下） ●被災者世帯 等	●子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等（月収38.7万円以下） ●低額所得者（月収15.8万円以下） ●被災者世帯 等
対象住宅	●専用住宅、居住サポート住宅	●専用住宅（地方公共団体が所有している場合を含む）、居住サポート住宅
管理要件	●管理期間が10年以上であること	●管理期間が10年以上であること ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は要配慮者以外の入居が可能
家賃	●公営住宅に準じた家賃の額以下であること	●近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	●⑧を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ●①、⑦、⑨、⑩を実施して居住サポート住宅にする場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ●賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。	

改修費融資
登録住宅のリフォーム資金融資として住宅金融支援機構の融資が利用できます。詳細は住宅金融支援機構のHPよりご確認ください。



■ 家賃低廉化に係る補助（地方公共団体を通じた補助）

	家賃低廉化に係る補助
事業主体等	大家等、地方公共団体
補助対象世帯	原則月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下（収入分位40%以下） 多子世帯：月収25.9万円以下（収入分位50%以下） 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等:月収21.4万円（収入分位40%）以下
低廉化の対象	家賃
補助率・補助限度額	国1／2 + 地方1／2 （国費限度額：2万円／戸・月）
対象住宅	専用住宅、居住サポート住宅
支援期間	●管理開始から原則10年以内 ●次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間に延長可能 ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能

■ 家賃債務保証料等低廉化に係る補助（地方公共団体を通じた補助）

	家賃債務保証料等低廉化に係る補助
事業主体等	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体
補助対象世帯	原則月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下 多子世帯：月収25.9万円以下 ※ただし、家賃債務保証料等低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であって、家賃の額が公営住宅並み家賃の額以下である場合には、この限りでない。
低廉化の対象	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、死後事務委任契約に係る費用、緊急連絡先引受けに係る費用
補助率・補助限度額	国1／2 + 地方1／2 （国費限度額：3万円／戸）
対象住宅	登録住宅、専用住宅、居住サポート住宅

■ セーフティネット登録住宅等への住替えに係る補助（地方公共団体を通じた補助）

	セーフティネット登録住宅等への住替えに係る補助
事業主体等	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
対象世帯	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット住宅への住替え（原則家賃が下がる場合に限る）
補助対象	セーフティネット住宅・居住サポート住宅への住替え費用
補助率・補助限度額	国1／2 + 地方1／2 （国費限度額：5万円／戸）
対象住宅	登録住宅、専用住宅、居住サポート住宅

国土交通省より

■ 家賃・家賃債務保証料等低廉化補助等のお問い合わせ先

市町により、実施の有無や補助の要件が異なりますので、詳細は各市町へお問い合わせください。

令和7年度実施自治体

- 家賃低廉化：宇都宮市、栃木市、下野市
- 家賃債務保証料等低廉化：宇都宮市、下野市

栃木県住生活支援協議会(都道府県居住支援協議会)とは

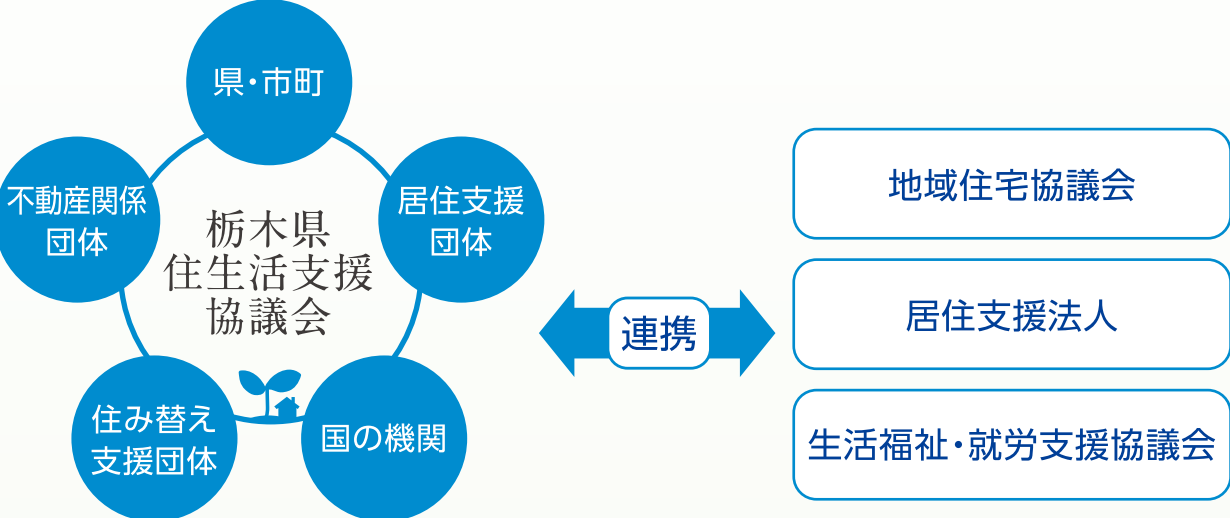
目的

県民一人ひとりが真に豊かさを実感できる住生活を実現していくため、行政機関と関係団体等の有機的な連携による協力体制を構築し、住宅セーフティネットの機能向上及び世帯構成に応じた住み替えの推進等を図っていくことを目的に、住宅セーフティネット法に基づき、「栃木県住生活支援協議会」が平成26年7月に設置されました。

主な活動内容

- 構成員間の意見・情報交換
- 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信
- 居住支援法人によるサービス(安否確認、住宅相談等)の紹介
- 住宅相談窓口の設置

官民一体となって、「住生活を支える」活動を行っています。



組織図



構成団体

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会 ・公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部 ・社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 ・公益財団法人栃木県国際交流協会 ・とちぎボランティアNPOセンター ・一般社団法人移住・住みかえ支援機構 ・厚生労働省栃木労働局 ・栃木県住宅供給公社 ・栃木県司法書士会 ・栃木県土地家屋調査士会 ・一般社団法人栃木県建築士会 ・栃木県豊かな住まいづくり協議会 ・宇都宮保護観察所 ・栃木刑務所 ・喜連川社会復帰促進センター | <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市住宅政策課 ・足利市建築・住宅政策課 ・栃木市建築住宅課 ・佐野市建築住宅課 ・鹿沼市建築課 ・日光市建築住宅課 ・小山市建築課 ・真岡市建設課 ・大田原市建築住宅課 ・矢板市建設課 ・那須塩原市都市計画課 ・さくら市都市整備課 ・那須烏山市都市建設課 ・下野市整備課 ・上三川町建築課 ・益子町建設課 ・茂木町建設課 | <ul style="list-style-type: none"> ・市貝町建設課 ・芳賀町都市計画課 ・壬生町建設課 ・野木町都市整備課 ・塩谷町建設水道課 ・高根沢町都市整備課 ・那須町ふるさと定住課 ・那珂川町建設課 ・栃木県民協働推進課 ・栃木県くらし安全安心課 ・栃木県保健福祉課 ・栃木県高齢対策課 ・栃木県障害福祉課 ・栃木県住宅課 |
|--|--|--|

相談窓口について

■栃木県住生活支援協議会

では、セーフティネット全般の相談を受け付けております。

〈ホームページアドレス〉
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/tochigi-kyojyushien.html>

問い合わせ先
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階
栃木県県土整備部住宅課企画支援担当 宛て

●電 話：028-623-2484 電話対応可能日時／平日8時30分～17時15分 祝日を除く
●F A X：028-623-2489
●メール：kikaku-shien@pref.tochigi.lg.jp

栃木県住生活支援協議会

市区町村の居住支援協議会について

きめ細やかな居住支援を実施するため、栃木県内には以下の**市町居住支援協議会**が設置されております。

■宇都宮市居住支援協議会

〈ホームページアドレス〉
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/machi/jutaku/1015141.html>

問い合わせ先 宇都宮市都市整備部住宅政策課 (TEL：028-632-2552)

主な活動内容

- 住宅確保要配慮者の住まい探し・生活支援に関する相談対応
- 住宅確保要配慮者が入居する物件の管理に関する相談対応
- セーフティネット住宅の普及啓発に関するセミナーの開催 など

宇都宮市居住支援協議会

■鹿沼市居住支援協議会

〈ホームページアドレス〉
<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0126/info-0000010379-1.html>

問い合わせ先 鹿沼市都市建設部建築課住宅係 (TEL：0289-63-2217)

主な活動内容

- 住宅確保要配慮者の住まい探しに関する相談対応
- 既存の住宅資源を活用した要配慮者向け賃貸住宅等の供給促進
- 住宅セーフティネット制度等の普及啓発 など

鹿沼市居住支援協議会

12

13

住宅に関する問い合わせ窓口一覧

住まいの確保や住まいの活用等に関するお問い合わせ窓口はこちらです。 令和7(2025)年1月現在

お住まいの市町	相談窓口	電話番号	お住まいの市町	相談窓口	電話番号
栃木県	住宅担当窓口	028-623-2484	那須烏山市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-88-7118 0287-88-7118
宇都宮市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-632-2552 028-632-2266	下野市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-32-8910 0285-32-8910
足利市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0284-20-2198 0284-20-2266	上三川町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-56-9145 0285-56-9145
栃木市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0282-21-2452 0282-21-2452	益子町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-72-8842 0285-72-8838
佐野市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0283-20-3103 0283-20-3103	茂木町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-63-5621 0285-63-5668
鹿沼市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0289-63-2217 0289-63-2243	市貝町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-68-1117 0285-68-1117
日光市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0288-21-5164 0288-21-5164	芳賀町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-677-6020 028-677-6020
小山市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-22-9212 0285-22-9824	壬生町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0282-81-1849 0282-81-1849
真岡市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-83-8694 0285-83-8144	野木町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0280-57-4161 0280-57-4178
大田原市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-23-8724 0287-23-1916	塩谷町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-45-1114 0287-45-1112
矢板市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-43-6212 0287-43-6213	高根沢町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-675-8107 028-675-8107
那須塩原市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-62-7162 0287-62-7162	那須町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-72-6955 0287-72-6955
さくら市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-681-1119 028-681-1120	那珂川町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-92-1118 0287-92-1114

保健福祉に関する問い合わせ窓口一覧

住まいのほか、就職や経済的支援に関するお問い合わせ窓口はこちらです。 令和7(2025)年1月現在

お住まいの市町	相談窓口	電話番号	お住まいの市町	相談窓口	電話番号
宇都宮市	自立相談支援機関	028-612-6668	県東健康福祉センター	生活福祉課(問合せ先)	0285-82-3322
足利市	足利市福祉事務所	0284-20-2269	益子町	益子町福祉子育て課	0285-72-8866
栃木市	とちぎ市くらしサポートセンター「くらりネット」	0282-51-7785	茂木町	茂木町保健福祉課	0285-63-5631
佐野市	自立相談支援センター	0283-22-8113	市貝町	市貝町長寿福祉課	0285-68-1113
鹿沼市	生活相談・支援センターのぞみ	0289-63-2167	芳賀町	芳賀町健康福祉課	028-677-1112
日光市	日光市生活相談支援センター	0288-25-3109	県南健康福祉センター	生活福祉課(問合せ先)	0285-21-2948
小山市	生活自立支援センターライフキャリアおやま	0285-37-8918	上三川町	上三川町健康福祉課	0285-56-9190
真岡市	真岡市社会福祉協議会	0285-81-6011	壬生町	壬生町健康福祉課	0282-81-1883
大田原市	大田原市社会福祉協議会 自立相談係	0287-23-1130	野木町	野木町総合サポートセンター	0280-33-6878
矢板市	矢板市社会福祉協議会	0287-44-3000	県北健康福祉センター	生活福祉課(問合せ先)	0287-23-2171
那須塩原市	那須塩原市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係	0287-37-5122	塩谷町	塩谷町福祉課	0287-47-5173
さくら市	さくら市社会福祉協議会 自立支援係	028-601-7123	高根沢町	高根沢町健康福祉課	028-675-8105
那須烏山市	那須烏山市 健康福祉課	0287-88-7115	那須町	那須町保健福祉課	0287-72-6917
下野市	くらし応援センターささえーる	0285-43-1236	那珂川町	那珂川町健康福祉課	0287-92-1119

🏠 居住支援法人とは 🏠

概要

居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するものです。

居住支援法人が行う支援サービス業務

- ①登録住宅の入居者への家賃債務保証
滞納家賃の保証等のサービス
- ②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談(入居前の支援)
住まい探しの際の不動産事業者の紹介や相談をお受けします。
- ③見守りなど要配慮者への生活支援(入居後の支援)
機械、電話コールでの見守り、身元保証、家財整理等の支援を行います。
- ④賃貸人への賃貸住宅の供給の促進に関する情報提供
大家さんへ要配慮者の入居の受入れ等について情報提供を行います。
- ⑤残置物処理等(モデル契約条項を活用して実施)
要配慮者が亡くなった際に賃貸借契約の解除、動産等の保管・処分等を行います。
- ⑥①～⑤に附帯する業務

※居住支援法人は必ずしも①～⑥のすべての支援サービス業務を行わなければならないものではありません。次のページに、指定法人一覧を紹介していますので、支援対象者や支援内容等をご確認の上、ご相談ください。

家賃債務保証
○債務保証
など



住宅相談
○情報提供
○入居相談
など



安否確認
○電話コール
○訪問サービス
など



家財整理
○空き家整理の相談
○遺品整理
○特殊清掃
など



栃木県の指定する居住支援法人をご紹介します。(令和8(2026)年1月現在)※法人の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

居住支援法人	支援対象者																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	低額所得者	被災者(発災から3年以内)	大規模災害被災者	高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	子育て者	外国人	中国残留邦人	北朝鮮拉致被害者等	生活困窮者	ハンセン病療養所入所者等	犯罪被害者等	DV被害者	保護観察対象者等	児童虐待被害者	刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者	困難な問題を抱える女性	海外からの引揚者	新婚世帯	原子爆弾被害者	戦傷病者	児童養護施設退所者	性的マイノリティ	U・J・ターン転入者	要配慮者への生活支援者
4 株式会社 エツリン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7 一般社団法人 心桜福祉会					●	●	●	●																				
10 一般社団法人 わんだふる-ライフ	●	●		●	●	●	●	●	●				●			●		●	●							●	●	●
27 株式会社 まんまる不動産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●			●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 労働者協同組合 労協センター事業団	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●
9 コスゲトチタテモノ 株式会社	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			●					●				●	●	●	●
12 有限会社 かめまライフサービス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 ハートエントランス 株式会社	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
15 株式会社 サントレイド	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
18 有限会社 あおいハウジング	●	●	●	●	●			●	●	●				●		●		●			●				●		●	●
19 労働者協同組合 こらぼワーク				●	●	●	●	●																				
21 株式会社 DANNAVISON	●	●	●	●	●	●	●	●	●																			
22 株式会社 瀬谷新聞店	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●				●							●
23 レンタハウス 有限会社	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
24 社会福祉法人 みその	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●								●		●	●
25 株式会社 フレパー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
26 合同会社 けあけあ	●	●		●								●																
11 株式会社 さくら屋	●	●	●	●	●				●	●		●									●	●				●	●	●
13 株式会社 染谷商事	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●		●	●				●	●	●
16 株式会社 リンク	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●			●						●				●	●		
17 有限会社 とやま不動産	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●			●							
1 ホームネット 株式会社				●																							●	
2 一般社団法人 家財整理相談窓口	●	●		●	●	●			●	●		●														●		
8 株式会社 リーガルスムーズ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●	●	●	●	●	●		●	●

支援内容																				支 援 対 象 エ リ ア
入居までの支援										入居後の支援										
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
住まいに関する相談	不動産業者・物件の紹介	内覧同行や賃貸借契約の立ち会い	支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	賃貸借契約時の保証人の引受	入居時の信用補完	家賃債務保証に関する支援	事業所（法人）で借り上げて入居支援（サブリース）	シエルター等への一時的な入居支援	引越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	安否確認・緊急時対応（緊急速報、駆け付けなど）	定期、または随時の訪問（見守り、声かけ）	生活支援（家事・買い物支援）	金銭、財産管理	近隣との関係づくり、サロン等への参加	近隣や家主との間のトラブル	就労支援	死後事務委任（行政への諸手続、関係者への連絡等）	家財処分・遺品整理	葬儀、納骨等	
●	●	●	●				●		●	●	●				●		●	●		栃木県全域
●	●	●									●					●				那須塩原市、大田原市、那須町
●	●	●									●		●			●	●	●	●	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須町、他市町は要相談
●	●	●																		栃木県全域
●	●	●	●				●			●	●					●				栃木県全域
●	●	●	●	●		●	●		●		●			●	●			●		宇都宮市、鹿沼市、日光市、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
●	●	●						●	●		●						●	●		宇都宮市、鹿沼市、日光市、栃木市
●	●	●									●	●				●		●		宇都宮市、他市町は要相談
●	●	●								●										宇都宮市、鹿沼市、壬生町
●	●	●					●		●		●				●	●				宇都宮市
●	●	●	●						●	●	●									宇都宮市
●	●	●									●									鹿沼市
●	●										●					●				鹿沼市
●	●	●	●						●	●	●	●	●	●	●		●	●		宇都宮市
●	●	●							●	●	●	●						●	●	大田原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町
●	●	●							●	●	●		●		●	●	●	●		宇都宮市、真岡市、上三川町、芳賀町
●	●	●					●			●	●	●								鹿沼市
●	●	●	●							●					●		●	●		足利市、佐野市
●	●	●				●			●	●	●				●			●		栃木市、小山市、壬生町
●	●	●				●				●	●							●		栃木県全域
●	●										●							●		栃木市、小山市、下野市、野木町
●	●									●								●		栃木県全域
									●								●	●		栃木県全域
●	●				●												●	●		栃木県全域

県北 エリア 4 株式会社エヅリン



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 栃木県大田原市上石上1567番地3
連絡先 0287-46-7669 (8:30~16:00 月曜日~金曜日 ※土、日、祝日お休み)

支援内容(法人の強み)

エヅリンは、引越し、不用品回収、家財整理、特殊清掃などサービス事業を行っております。合わせて、事業で取り扱うゴミ廃棄物の抑制、リユースにも取り組み環境への配慮とともに、市町や社会福祉団体などと協力しながら生活困窮者の方々の引越し、家財整理、家具家電などの寄付などを行ったりと持続可能な社会を目指す活動しております。居住支援活動もその一環で、住宅確保要配慮者の相談、入居のサポートはもちろん、入居中、退去等サポートも行っております。

エヅリンの豊富なサービスメニューを活かして、相談者の生活上の「困った」をワンストップで解決できることがエヅリンの強みです。

県北 エリア 7 一般社団法人心桜福祉会



対象エリア 那須塩原市、大田原市、那須町
事務所所在地 栃木県那須塩原市共墾社150
連絡先 0287-73-8866 (9:00~17:00 土、日、祝日は休日)

支援内容(法人の強み)

障害を持つ方への住む場所の提供、生活の安定及び向上につながるよう連絡調整・相談をしていきます。

入居希望者とアパート関連会社との間に心桜福祉会が入ることによって円滑な入居ができるように支援を行います。入居希望者の障害支援区分に応じた適切な居住環境を確認しながら入居先の選択を行うことで、より安全な入居ができるように支援をしていきます。

また、入居者の安定した生活を維持していく上で福祉サービスと連携を取りながら対応をしていきます。

県北 エリア 10 一般社団法人わんだふる-ライフ



対象エリア 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須町、他市町は要相談
事務所所在地 栃木県那須塩原市東赤田321-1221
連絡先 0287-46-6176 (平日 8:45~17:30)

支援内容(法人の強み)

弊社は社会福祉士や介護支援専門員、専門職後見人といった福祉の専門家が所属し、高齢者や障がい者、孤独・孤立者等の福祉・介護、権利擁護に関する相談を常時受け付けています。住まいに関しては、空き家管理のほか、不動産業者と連携した同行支援により円滑な入居をサポートいたします。施設入所時も専門職として適切な連絡調整を行います。特に入居・入所後の支援が弊社の強みです。委任契約による見守りや、将来の判断能力低下に備えた(任意)成年後見の受任により、「自分らしく過ごしたい」という想いを尊重します。また、死後事務委任契約による逝去後の支援も可能です。相続等の悩みには、顧問弁護士や税理士、司法書士等を通じた無料相談窓口も設けています。(※各士業へ直接依頼する場合は、別途相談料・報酬が発生します)

県北 エリア 27 株式会社まんまる不動産



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 栃木県大田原市蛭畑931番地
連絡先 050-8887-6673 (9:00~18:00 ※土日祝も対応)

支援内容(法人の強み)

弊社は、栃木県内に自社の賃貸物件を多く所有しておりますので、大家として住まいを探している方のご要望に柔軟に対応するのが一番の強みです。また、ご条件に合ったお住まい探し、物件のご案内、入居申し込み、ご入居までの各種手続きも一貫してサポートいたします。宅地建物取引士、社会福祉士の有資格者が在籍しておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

県央 エリア 3 労働者協同組合労協センター事業団



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 栃木県宇都宮市操町3-10
連絡先 028-611-3250 (9:00~17:00 土日祝日を除く)

支援内容(法人の強み)

- ・住宅・居住に関わる全般のサポートと相談を承ります。
- ・全国組織の強みを活かし、多様な情報の提供や就労のお手伝いを行います。
- ・複合的な要因を抱え生活困窮されている方への居住・就労・暮らしに関わる団体と広くネットワークを結びながら、相談者の生活と仕事の再建のお手伝いを行います。
- ・市民が主体となる場づくり“みんなのお家”の立ち上げを全国で推進しております。

県央 エリア 9 コスゲトチタテモノ株式会社



対象エリア 宇都宮市、鹿沼市、日光市、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
事務所所在地 栃木県さくら市氏家1856番地滝沢ビル1階
連絡先 028-612-4323 (9:30~18:00 水曜日定休)

支援内容(法人の強み)

不動産業経験20年以上のスタッフが対応し、高齢者、ひとり親世帯、低所得世帯、外国人など、ご入居相談・生活安定・向上に関するサポートを積極的に行っております。

また、不動産業界のネットワークを活用し、自社管理物件以外にもご紹介できる物件をお探しします。

12 有限会社かめまライフサービス



対象エリア 宇都宮市、鹿沼市、日光市、栃木市

事務所所在地 栃木県鹿沼市西鹿沼町145番地1

連絡先 0289-63-1111 (10:00～18:00、無休[年末年始・夏季休業有り])

支援内容(法人の強み)

弊社は不動産業・遺品整理業を中心として、居住支援を実施しております。
宅地建物取引士、遺品整理士、行政書士や元行政職員が在籍しており、幅広い相談・対応が可能です。
多方面からの居住支援体制の強化を図っています。
・大家さんや地域不動産会社との連携強化 ・自社所有物件による受入拡充 ・見守りサービス
・孤独死保険対応 ・行政や社会福祉団体、地域包括支援センターとの連携 ・提携保証会社6社
・家電等の無償提供 ・死後事務委任契約対応 ・家財整理や遺品整理 ・緊急時駆け付けサポート

14 ハートエントランス株式会社



対象エリア 宇都宮市、他市町は要相談

事務所所在地 栃木県宇都宮市山本一丁目17番26号ヴィラちぐさ101

連絡先 028-307-7558 (平日9:00～18:00、定休日:日曜祭日)

支援内容(法人の強み)

弊社の強みは顧客に近いこと。今は弊社が所有のアパートに入居していただくことが多いです。弊社も同じアパートの一室に事務所を持ち、朝晩のあいさつやごみ収集の清掃、アパートの清掃、庭の手入れ、草取りなどマメに行っています。近いだけに「顔が見えること」を大切にしています。また入居者様の希望に応じた場所での物件探しもしています。そのためにはアパートオーナー様とも顔が見えるお付き合いが大切です。ひとつひとつできることを進めていきます。

15 株式会社サン・トレイド



対象エリア 宇都宮市、鹿沼市、壬生町

事務所所在地 栃木県宇都宮市本町10番3号TSビル

連絡先 028-678-5154 (9:00～18:00[昼休憩あり]、定休日は土曜午後・日曜・祝日)

支援内容(法人の強み)

当社は、宇都宮市を中心とした不動産仲介・管理会社です。要配慮者の方と電話やメールで住まいに関する相談を実施し、物件の紹介・案内など、契約の締結からご入居に向けて支援をしていきます。また、自社で所有するアパートやマンションがあり、柔軟でスピーディに対応できる場合があります。契約に必要な賃貸保証会社は複数社と取引していますので、入居審査が円滑に進むようお手伝いをいたします。入居後は、要配慮者の状況に応じて、行政や各支援団体と生活・就労支援の相談窓口としてサポートしていきます。

18 有限会社あおいハウジング



対象エリア 宇都宮市

事務所所在地 栃木県宇都宮市桜二丁目6番14号

連絡先 028-616-1201 (日曜・祝祭日、年末年始、夏季休暇期間を除く)

支援内容(法人の強み)

- 1.住宅確保要配慮者への賃貸住宅の情報提供、ご案内相談窓口、入居までの手続きのサポート
- 2.刑務所出所者、保護観察対象者への居住斡旋
- 3.上記の入居に対しての資金確保のための就労支援協力
- 4.家主様、協業不動産会社との連携を駆使し早く生活が安定できるように支援
- 5.賃貸保証会社や定期的な見守り、孤独死対応できる保証会社との連携
- 6.空家の確保と住宅確保要配慮者との繋がり活動

19 労働者協同組合こらぼワーク



対象エリア 宇都宮市

事務所所在地 栃木県宇都宮市西川田七丁目1番2号

連絡先 028-645-5561 (9:00～17:00)

支援内容(法人の強み)

私たち「こらぼワーク」は、ビルメンテナンス事業(企業・店舗の清掃)、環境美化事業(廃棄物回収、除草作業等)、福祉用具貸与事業などを行っている法人です。不動産会社のCIC情報センターと連携し、アパート退去後のクリーニング、また、ケアマネジャー等からの相談により、個人宅の除草、伐採や不用品処分なども行ってきた実績があります。関連法人に介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所があり、高齢者、障害者のご相談で必要があれば、福祉サービスにつなぐことも可能です。

21 株式会社DANNAVISION



対象エリア 鹿沼市

事務所所在地 栃木県鹿沼市銀座2丁目1869番地3

連絡先 0289-78-4384 (10:00～17:00 土日祝日を除く)

支援内容(法人の強み)

「空き家・相続・不動産のお悩みをまとめて解決」
建築士・宅建士・税理士・社労士が在籍しており、起業家や移住者と遊休不動産をマッチングすることで、店舗・住宅・賃貸物件として利活用し、居住者の生活基盤の安定を確保するとともに物件を街の新しい魅力へと生まれ変わらせる取り組みを進めています。＜よくあるご相談＞○空き家を活用すべきか・売却すべきか迷っている○相続した空き家の管理や処分に困っている○家の老朽化が進み、修繕・維持に困っている○広い家から小回りの利く家へ引っ越したい○空き家に移住したいが、どんな物件を選んだらよいのか○当社でできること○不動産仲介(売却・購入)および管理・見守り○空き家の利活用提案(店舗・住まい・賃貸など)○相続相談・専門家との連携サポート

22 株式会社瀬谷新聞店



対象エリア 鹿沼市

事務所所在地 栃木県鹿沼市下田町1丁目1021-20

連絡先 0289-60-2855 (月～土 9:00-17:00)

支援内容(法人の強み)

新聞販売店ならではの多様なネットワークとコミュニティ機能を活用し、高齢者・障害者・刑余者・外国人・一人親世帯・子どもを養育している方・被災者・失業者・DV(配偶者等からの暴力)被害者の方など、直面されている様々な課題に寄り添いながらサポートさせていただきます。また弊社は「生活困窮者就労訓練事業」の認定を栃木県から受けております。本事業を通して社会参画の経験や就労、自立に向けたお手伝いをさせていただきます。孤立することのないようしっかりと伴走させていただきます。まずはお気軽にご連絡ください。

23 レンタハウス有限公司



対象エリア 宇都宮市

事務所所在地 栃木県宇都宮市築瀬町1920番地6

連絡先 028-637-2200 (10:00～17:00 土日祝日を除く)

支援内容(法人の強み)

レンタハウスでは、高齢者、障害者、子育て世帯、さまざまな理由で住宅の確保に配慮が必要な方のご相談を受け付けております。ご案内～申込契約手続き、入居中の見守りサポートまでお客様の必要に応じて包括的な支援を提供しております。地域社会での孤立を防ぎ、住まいを通じて生活の安定・向上を図る事が目的です。どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。

24 社会福祉法人みその



対象エリア 大田原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町

事務所所在地 栃木県那須烏山市南一丁目2806番1

連絡先 0287-82-2578 (9:00～17:00 土日祝日を除く)

支援内容(法人の強み)

社会福祉法人みそのは、神奈川県藤沢市を拠点に県をまたいで栃木県那須烏山市と秋田県秋田市に主に高齢者や児童福祉事業を展開をしています。栃木県那須烏山市養護老人ホーム聖園ヨゼフ老人ホームでは2019年からの公益的取り組みとして契約入所を開始しました。この契約入所の対象者は住宅確保要配慮者です。自施設で対応できるため緊急時対応が可能となっています。自施設対応だけでなく、地域で住まいや生活に困っている方々への相談、情報提供、住まいと見守り支援の提供も行います。また、高齢者福祉施設ならではのネットワークで必要時は介護サービスにつなげることが容易に可能です。入居中支援及び退去時支援も入所施設のノウハウを活かし可能となっております。どうぞご相談ください。

25 株式会社クレバー



対象エリア 宇都宮市、真岡市、上三川町、芳賀町

事務所所在地 栃木県宇都宮市築瀬町1785番地39 AIビル3階

連絡先 028-612-3741 (10:00～18:00)

支援内容(法人の強み)

栃木県宇都宮市 を拠点に、住まい探しにお困りの方々への支援を行う居住支援法人です。私たちは「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を理念に掲げ多くの方々の新たな生活のスタートをサポートしてまいりました。地域の不動産会社と強固なネットワークを構築しており、一般公開されていない物件情報も多数取り扱っています。
・主なサービス内容は以下の通りです。
物件情報提供・内覧同行、賃貸借契約手続きの支援、行政手続き・福祉サービス利用の案内、入居後の生活相談・フォローアップ

26 合同会社けあけあ



対象エリア 鹿沼市

事務所所在地 栃木県鹿沼市西鹿沼町21番地1

連絡先 0289-78-0344 (平日9:00～16:00、定休日:毎月12日、土、日、祝日)

支援内容(法人の強み)

合同会社けあけあは令和7年5月に居住支援法人を開設いたしました。住宅確保用配慮者の方から「今後の住む所を見つけほしい」「独り身で今後が心配」といったご相談を受けて訪問や見守り、買い物など住まいに関する入居支援、生活支援を行ってきました。また配食事業や子ども食堂と連携して食事等のサポートもさせていただいております。
今後の展開は鹿沼市内の不動産業者と連携を図りながら、住まいの情報提供やサブリースによる住まいの提供をしていきます。また鹿沼市と連携して居住支援相談・高齢者シェアハウスの開設などの取り組みを展開していく予定です。居住支援を通じて地域に住む方々が安心して暮らせる地域づくりを目指していきますので何かありましたらいつでもお気軽にご相談下さい。

11 株式会社さくら屋



対象エリア 足利市、佐野市

事務所所在地 栃木県足利市通4丁目2573番地

連絡先 0284-21-2345 (10:00～16:00 ※土日也可／定休日:火・水・祝)

支援内容(法人の強み)

株式会社さくら屋は、足利市において地域密着型で活動している不動産業者です。
足利市・佐野市における豊富な賃貸仲介実績と取扱物件を元に、要配慮者を受け入れ可能なお住まいを多数ご紹介しております。お部屋の相談から物件の紹介、現地案内、入居申込や保証会社のご案内、契約手続き、入居の段取りまで、すべてワンストップで対応いたします。また、入居中の各種支援もご相談に応じて行なっております。
不動産のプロである私たちが、皆様の住まい探し支援を全力で行わせていただきますので、足利市と佐野市のご相談はさくら屋にお任せください。

県南エリア 13 株式会社染谷商事



対象エリア 栃木市、小山市、壬生町
事務所所在地 栃木県栃木市箱森町33番9号
連絡先 0282-22-1106 (10:00～18:00 定休日：毎週水曜日)

支援内容(法人の強み)

弊社は不動産業務に携わること50年以上の実績と経験がございます。創業より地域密着を軸として、居住支援については、陰ながらお手伝いをさせていただいております。当社管理アパート等の物件情報の提供、入居に伴う貸主様への折衝、各種相談等お気軽にお問い合わせいただければ幸いです。貸主様、借主様双方の立場が違えど、お互いにとって安心した賃貸借ができるようお手伝いできればと考えております。

県南エリア 16 株式会社リンク



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 栃木県下都賀郡壬生町落合一丁目1番2号
連絡先 0282-28-6444 (10:00～18:00)

支援内容(法人の強み)

当社では、不動産業務経験15年以上の実績と地元を熟知したスタッフが対応いたします。子育て経験がある女性スタッフがお客様に対応し、お子様連れでも相談がしやすいと好評いただいております。高齢者・ひとり親世帯・低所得者等の住まいに関する相談を随時受け付けております。今までの実績といたしまして、多数の居住支援相談を行っております。住宅確保要配慮者からの相談窓口として常に多数の情報を確保いたしておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

県南エリア 17 有限会社とやま不動産



対象エリア 栃木市、小山市、下野市、野木町
事務所所在地 栃木県小山市駅東通り一丁目7番22号 海老沼ビル1F
連絡先 0285-30-5944 (9:30～16:00、水・土・日曜・祝日休み)

支援内容(法人の強み)

入居相談から情報提供、物件のご案内まで地域密着20年のとやま不動産にお任せください。当社は住む家を提供するだけでなく、入居後も困りごとはないかなどご希望に応じて定期的な見守りサポートも行っております。社会福祉士と共に市役所・保健所・病院などの各関係機関と連携を取りながら支援して参ります。私たちは地域で安心して暮らせるお手伝いを致します。お気軽にご相談ください。

県外エリア 1 ホームネット株式会社



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 東京都中野区中野2丁目24番11号 住友不動産中野駅前ビル19階
連絡先 0120-460-560 (月曜と水曜の9:00～18:00)

支援内容(法人の強み)

2015年に「安否確認」と「死亡時の費用補償」がセットになった安否確認サービス『見まもっTELプラス』をリリース。高齢者の入居受け入れに伴う貸主・管理会社のリスクを軽減することで、高齢者の受け入れに協力的な不動産会社とのネットワークを各地で構築してきました。

栃木県内に事務所はありませんが、電話で相談を受け付け提携不動産会社のネットワークを通じて、ご紹介可能な物件をお探しするので、自身で何軒も断られながら不動産店を回る負担を軽減し、効率的なお部屋探しをお手伝いします。現在は電球を活用した安否確認サービス『HNハローライト』、スマホアプリを活用した安否確認サービス『GOOSE(グース)』も提供しております。高齢であることを理由に、お部屋探しを断られてお困りの方は、是非お気軽にご相談ください。

県外エリア 2 一般社団法人家財整理相談窓口



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 東京都中野区中野2丁目24番11号 住友不動産中野駅前ビル19階
連絡先 0120-166-077 (月曜～金曜 9:00～18:00)

支援内容(法人の強み)

環境やご自身の状況の変化によって、転居や施設等へ入所しなくてはならないケースが出てきますが、このような場合に伴って生じる、現住居に残る家財の片付けについてご支援させていただきます。また、居住者が亡くなった場合には、遺品整理や空き家の整理を検討する必要性も生じます。当法人は、そんな家財整理全般の相談をお受けして、適切で丁寧なアドバイスをしています。

さらに、必要に応じて見積りを実施し、安心できる事業者の紹介を行っています。悪徳事業者等による被害などに遭わぬように、まずはご相談ください。

県外エリア 8 株式会社リーガルスムーズ



対象エリア 栃木県全域
事務所所在地 東京都中央区日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル9F
連絡先 03-6265-6777 (9:00～18:00 土日祝日除く)

支援内容(法人の強み)

弊社のスムービングサービスは入居時の信用補完になります。高齢者や弱者や外国籍など入居が難しく、孤独死や無断退去の恐れがあり、入居忌避としてしまう際にスムービングサービスをご利用下さい。居住用で保証会社付帯であればなたでもご利用できます。(法人契約は除く)孤独死や夜逃げがおきた際に、入居者様に代わって賃貸借契約解除の意向と所有権放棄を管理会社様へ通知するサービスです。

発 行 行 : 栃木県住生活支援協議会
事 務 局 : 栃木県県土整備部住宅課
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20
TEL:028-623-2484 FAX:028-623-2489
発 行 年 月 : 令和8年1月